

報 告 第 5 号

平成25年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について

平成25年度富士見市水道事業会計予算に係る建設改良費及び営業費用の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成26年6月3日提出

富士見市長 星 野 信 吾

平成25年度富士見市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
1 資本的支出	1 建設改良費	2 老朽管更新事業費 (配水管路施設費)	341,436,500	223,834,800	109,000,000	0
		4 配水管改良費 (工事請負費)	211,908,000	15,498,000	190,000,000	0

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左
						企業債
1 水道事業費用	1 営業費用	3 受託工事費 (給水工事請負費)	40,399,000	5,922,751	9,000,000	0

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損益勘定留保資金			
0	0	109,000,000	8,601,700	0	①舗装本復旧(市道5115号線)工事 東武鉄道と踏切道部の工事協議に時間を要したため。 (5月16日まで46日間の工期延長) ②配水管布設替(市道5101号線)工事(その2) (9月30日まで) ③配水管布設替(市道5101号線)工事(その3) (9月30日まで)
0	0	190,000,000	6,410,000	0	①送水管布設替工事 仮設工事の施工に時間を要したため。 (6月30日まで91日間の工期延長)

(単位：円)

の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	そ の 他	損益勘定留保資金			
0	0	9,000,000	25,476,249	0	①柳瀬第9污水管渠築造工事(第7工区)に伴う配・給水管布設替工事 下水道工事との兼合いにより工期延長となったため (5月15日まで45日間の工期延長)